

令和4年8月の大雨により農機具の浸水被害を受けた農業者を支援します（生産振興関係）

～令和4年度川西町農林水産物等災害対策事業（産地復旧・農機具被害特別支援）～

※以前ご案内（町報10月号）した令和4年度川西町農林水産物等災害対策事業とは別事業となりますので、内容をご確認ください。

1 趣旨

令和4年8月の大雨により浸水被害を受けた農機具の再取得や修理に要する経費の一部を支援することで、産地の維持を図る。

2 対象者

- 認定農業者、認定就農者などの実質化された人・農地プランに位置付けられた中心的経営体
- 10年後も農業経営を継続できる農業者

※10年後の農業経営の継続意向（経営農地、経営面積、栽培作物、栽培方法等）を証する書類を町長に提出が必要です。

3 事業要件

本事業を活用した農機具については、浸水被害による補償を受けることができる農機具共済等へ加入が必要です。

4 対象経費（農機具1台あたり）

令和4年8月の大雨により浸水被害を受けた農機具の再取得や修理に要する経費

※農業用に限定されない機械や農機具の運搬及び被災した農機具の処分に要する経費は補助対象外

5 補助率、補助上限等（農機具1台あたり）

対象経費の1/2以内又は150万円のいずれか低い額

※農機具共済等から補償額が支払われる場合は、対象経費から補償額を除いた額の範囲内で補助

6 申請期限

令和5年2月3日（金）まで産業振興課に必要書類をそろえて提出

7 必要書類

補助金交付申請書（町HPか役場窓口でお受け取りください。）

事業費の内容が確認できる書類（見積書、請求書、領収書等）

被害状況が把握できる写真（写真がない場合は個別にご相談してください。）

8 その他

①令和4年度川西町農林水産物等災害対策事業の農業用施設復旧事業を申請された方で今回の事業を要望される方は、再度申請が必要となります。また、今回の事業が採択された場合は、令和4年度川西町農林水産物等災害対策事業での申請は取り消しさせていただきます。

②既に再取得や修理を行った農機具も対象となります。（一部要件あり）

《担当》

川西町産業振興課 生産振興グループ
生産振興チーム 小形、梅津

TEL：0238-42-6641/FAX：0238-42-2600